

令和5年（2023年）

第5回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和5年（2023年）5月25日 開催

大阪狭山市教育委員会

第5回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和5年(2023年)5月25日(木)

午後2時00分 開議

大阪狭山市子育て支援・世代間交流
センター“UPっぷ”

出席委員(5名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山田 裕洋	教育部長
寺下 憲志	教育監
浜口 亮	教育部次長兼教育総務グループ課長
塚本 浩二	こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
酒谷由紀子	教育部副理事
中本 真司	教育部副理事兼学校教育グループ課長
東野 貞信	社会教育グループ課長
神楽所保則	教育施設グループ課長
森口 健次	歴史文化グループ課長
岩間かおり	放課後こども支援グループ課長

書記

安達奈津芽	教育総務グループ主幹
山田 修平	教育総務グループ主任

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第15号 | 大阪狭山市就学支援委員会委員の任命について |
| 日程第 2 | 報告第16号 | 大阪狭山市立南第二小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について |
| 日程第 3 | 報告第17号 | 大阪狭山市立第七小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について |
| 日程第 4 | 報告第18号 | 大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 報告第19号 | 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 報告第20号 | 令和5年度大阪狭山市一般会計補正予算（第3号教育委員会関係）について |

閉会

各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻になりましたので、教育長、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、ただいまより令和5年第5回教育委員会の定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、山田教育長職務代理者、それから井上委員を指名いたします。

また、本日は3名の方々から傍聴の申込みがございましたので、これを許可したいと思います。

まず、教育長活動報告でございますが、議事日程の1ページ目をご覧くださいまして、4月20日から5月24日ということで、主なものをご説明申し上げます。

4月21日、教科用図書選定委員会ということで、これは令和6年度の小学校で使用いたします教科書の選定作業が、第1回目の会合ということで事実上スタートしたという報告でございます。

それから、4月27日、28日、これは教育長協議会の近畿の会合です。それと、下のほうで5月18、19、これは全国組織の、年度初めということで総会が行われておりまして、これに出席しております。

それから、5月2日から5月11日まで学校訪問と書いております。これは年度初めということで、寺下教育監と一緒に各学校を訪問いたしまして、校長面談、学校の運営状況、学校の様子等を確認いたしました。また、指導助言等も行ってきたところです。全体的には落ち着いた印象を受けております。

主なものは以上でございます。

その他、各種会議に出席をしております。

以上です。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども議事に移りたいと思います。

本日の議案でございますが、日程第1、報告第15号、大阪狭山市就学支援委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

失礼します。それでは、日程第1、報告第15号、大阪狭山市就学支援委員会委員の任命についてご説明いたします。着座にて失礼します。

資料は1ページから2ページでございます。

大阪狭山市就学支援委員会規則第3条に基づき、委員としてこちらにございます2名の方を任命したいと考えております。期間は、残任期間の令和5年4月1日から令和5年6月30日まででございます。

なお、表の下段にあります市教育研究会支援教育部会の世話役校長につきましては、既に市立小学校長代表として任命しておりますので、今回新たに任命することは行いません。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第2、報告第16号、大阪狭

山市立南第二小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

それでは、日程第2、報告第16号、大阪狭山市立南第二小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。着座にて失礼します。

資料は3ページから4ページでございます。

今年度、新たに大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置に伴うものです。大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第7条第1項に基づき、委員として9名の方を委嘱任命したいと考えております。期間は、令和5年6月1日から令和6年3月31日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしく願います。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第17号、大阪狭山市立第七小学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

それでは、報告第17号、大阪狭山市立第七小

学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。着座にて失礼します。

資料は5ページから6ページでございます。

大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第7条第1項に基づき、委員としてこちらにございます10名の方を委嘱任命したいと考えております。期間は、令和5年6月1日から令和6年3月31日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしく願います。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

異論があるわけではなくて、報告第16号と第17号を併せてちょっと男女の性別を、これも性別をとというのもどうなのかなと思いつつ、ちょっとどうしようかなと思っていたところなんです。一応念のために女性参画の割合を知りたいという意味でお尋ねをしております。性別に関しては、聞くべきなのかな聞かないほうがいいのかとても悩みながらの質問なので、回答の必要がないということであれば、ないということでももちろん結構です。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（中本真司）

報告第16号、南第二小学校の委員に関してですが、男性は5名、女性は4名となっております。あわせて、第17号、第七小学校の委員さんにつきましては、男性が6名、女性が4名という形になっております。

教育委員（井上寿美）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。その他、何かございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第18号、大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

社会教育グループ課長（東野貞信）

社会教育グループです。大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例について説明いたします。座って説明させていただきます。

7ページと、併せて14ページから27ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の理由につきましては、大阪狭山市立のスポーツ施設次期指定管理者選定に係る公募内容について、指定管理者の強みや特性を生かすことのできる自由な提案を可能とし、競争原理が生まれることを目的に、市立総合体育館、トレーニング室の施設区分の整理及び指定管理者のインセンティブを高め、自主的な経営努力により、利用者のさらなる増加を図ることを目的とした利用料金制の導入に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

条例案の概要につきましては、第1条といたしまして、大阪狭山市立総合体育館条例の一部改正として、第11条、第12条、別表について、利用料金の規定を設けるとともに「使用料」を「利用料金」に改めることといたしました。

第11条別表中のトレーニング室の規定を削ることといたしました。

第2条から第6条につきましては、大阪狭山

市立池尻体育館条例、大阪狭山市立野球場条例、大阪狭山市立市民総合グラウンド条例、大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場条例、大阪狭山市立テニスコート条例の一部改正といたしまして、それぞれ第11条、第12条、別表について利用料金の規定を設けるとともに、「使用料」を「利用料金」に改めることといたしました。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行日以後に施設を使用する場合の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行期日前に施設を使用する場合の使用の許可に係る使用料につきましては、なお従前の例によるものといたします。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

利用料金は指定管理者の収入になるということは、市の使用料収入でなくなるということなんですかね。

教育長（竹谷好弘）

担当。

社会教育グループ課長（東野貞信）

そのとおりでございます。

教育委員（河合洋次）

これは何かケアされるんですか。ケアというか、使用料収入がなくなっても、なくなるというだけになってしまうんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

社会教育グループ課長（東野貞信）

指定管理料という形で払っている部分から、

今まででしたら市に入っていた部分というのが向こうの収入に、向こうのというか指定管理者の収入になりますので、その分差し引いた形で契約するというような形になってくると思っています。

教育委員（河合洋次）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案については承認されました。

それでは、続きまして日程第5、報告第19号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

こども政策部保育・教育グループから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、報告第19号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料の28ページをお願いいたします。

改正の理由でございますが、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が令

和5年3月31日に公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、所管大臣が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたことから、各基準を参酌して定める関係条例について所要の改正をするものでございます。

改正の概要でございますが、30ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第1条関係といたしまして、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、第15条第1項第4号及び第44条において「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めることとしております。

次に、第2条関係といたしまして、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、第26条におきまして「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めることとしております。

最後に、施行期日は公布の日からとしております。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくをお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

勉強不足なので教えていただきたいんですけども、例えば30ページの第15条の（4）というのは保育所保育指針であったものを指していると思うんですよ。今、現行のものというのは厚生労働大臣がということを出ていると思うので、それがもちろん管轄が変わって内閣総理大

臣に変わるの分かるんですが、現行のものが次期改定までは、名称は今、厚生労働大臣で出ていたけれども、それがこちら側のほうになって適用されるんだよみたいな文書というのはもう既に出ているんでしょうか。すみません、質問は伝わりますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

子ども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

法律とかそれぞれの省庁のところの改正で、今回、省令とかも厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められておりますので、それをもってこの指針がそれぞれの内閣総理大臣が定めている指針ということになってございます。

それについて、この指針がこう変わっているんですよというところまでの通知というのはちょっとまだ確認はできておりませんけれども、基本的には、法で改正されましたらその位置づけで事業が進むというふうに認識しております。教育委員（井上寿美）

自動的にそれはもう変わるもので、特に通知とかがなくても当たり前にならっていくものだと理解していいことですね。

子ども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

そうです。はい。

教育委員（井上寿美）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案については承認されました。

最後の日程になります。日程第6、報告第20

号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第3号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは日程第6、報告第20号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第3号 教育委員会関係）につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が全てのグループとなっておりますので、教育総務グループのほうから一括してご説明させていただきます。

このたびの補正予算は、令和5年度の当初予算が、市長選挙を控えた関係で、政策的経費等を除きたいわゆる骨格予算として編成されていたことから、当初予算への肉づけとして次期6月定例市議会に議案として上程するもので、本件につきましては、別途お手元にお配りしております今回の補正予算における主要事業及びその内容を列記しております資料を基にご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画策定事業でございます。こちらは、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画を策定するもので、令和5年度におきましては、今後の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと提供体制を確保するためのニーズを調査するとともに、大阪府と共同で子どもの貧困対策の推進に向けた子どもの生活に関する実態調査を実施するため、委託料211万2,000円を計上しております。

なお、本事業につきましては、令和5年度から令和6年度の2か年で行うため、債務負担行

為として限度額584万円を設定しております。

続いて、2ページをお願いいたします。

こちらは、学校園一貫ICTサービス展開事業でございます。こちらは、公立学校園におきまして、保護者と迅速に情報共有ができる環境を整備するとともに保護者の利便性の向上を図るため一貫した連絡ツールシステムと、児童の安全・安心を確保するため児童・園児の登下校等のシステムや、事務の効率化を図るため職員の出退勤システムを導入するほか、公立園と放課後児童会における諸経費をキャッシュレス決済により納付できるシステムを導入するもので、委託料など事業予算といたしまして9,736万7,000円を計上しております。

続いて、3ページをお願いいたします。

児童家庭相談システム導入事業でございます。こちらは、児童虐待に対応する関係職員間の情報共有を効果的に行うとともに、ケース移管などの際における関係機関への報告業務等の効率化を図るためのシステムを導入するもので、システム使用料といたしまして226万2,000円を計上しております。

次に、市内幼稚園等おむつ回収事業でございます。こちらは、保護者等の負担の軽減を図るため、市立幼稚園・こども園において使用された紙おむつについて各園にて回収・廃棄を行うとともに、民間保育園等におきましても使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止する取組を促進するため、回収・廃棄に係る費用の補助金など事業予算といたしまして140万2,000円を計上しております。

続いて、4ページをお願いいたします。

保育所・認定こども園等送迎用バス安全装置設置事業でございます。こちらは、送迎バス内の園児の置き去りを防止するため、送迎バスの運行を実施している市内の保育所・認定こども園などに対しまして安全装置の設置に係る費

用を補助するもので、87万5,000円を計上しております。

次に、市内保育所・認定こども園・放課後児童会等支援事業でございます。こちらは、食材費や光熱費等の高騰などにより経費が増している中、保護者負担を抑制しつつ、栄養バランスや量を確保した給食の提供を含めた事業運営を支援するため、市内の民間の保育所、認定こども園、小規模保育施設、放課後児童会に対し給食費や光熱費に係る増加分を補助するもので、1,168万1,000円を計上しております。

続いて、5ページをお願いいたします。

保育所・認定こども園等の給食費無償化事業でございます。こちらは、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、保育所、認定こども園、市立幼稚園等に通う3歳児から5歳児の給食費を3か月分無償化するもので、事業予算といたしまして2,442万円を計上しております。

次に、教育振興基本計画策定事業でございます。こちらは、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期大阪狭山市教育振興基本計画を策定するもので、令和5年度におきましては、施策の進捗状況の検証、評価や新たな教育施策に関する課題を踏まえて市民等を対象にアンケート調査を実施するもので、令和5年度は委員報酬及び委託料284万1,000円を計上しております。

なお、本事業につきましても、令和5年度、令和6年度の2か年で実施するため、債務負担行為として令和6年度に限度額473万円を設定しております。

6ページをお願いいたします。

英語教育支援事業でございます。こちらは、生徒の英語を使う機会の確保と英語能力の定着を図るため、中学2、3年生を対象にスコア型英語能力判定テストを実施するもので、業務委

託料といたしまして554万4,000円を計上しております。

次に、小中学校屋内運動場熱中症対策事業で、こちらは、児童生徒が安全で安心して授業や部活動等に取り組めるよう、小中学校の屋内運動場に大型のスポット型空調機を設置するため、令和5年度は設計業務委託料といたしまして1,953万4,000円を計上しております。

次に、学校給食費無償化事業でございます。こちらは、教育に要する費用負担の軽減を図るため令和4年度から段階的に進めております学校給食費の無償化につきまして、今年度はさらに1か月分を拡充し、3学期分を完全無償化するもので、事業予算といたしまして4,893万9,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

小中学校給食費値上げ抑制事業でございます。こちらは、物価高騰等により学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況にある中で、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、引き続き質のよい学校給食を提供するため、物価上昇分の学校給食費を全額補助し値上げを抑制するもので、事業予算といたしまして1,152万円を計上しております。

少し飛びまして、15ページをお願いいたします。

こちらは郷土資料館展示事業でございます。市民の郷土愛を深めるとともに本市の歴史文化遺産の魅力を市内外に発信するため、「1970年万博と狭山ニュータウン建設の時代」をテーマに狭山池博物館・郷土資料館の特別展示室におきまして企画展を開催するもので、調査協力報償費など事業予算といたしまして212万1,000円を計上しております。

16ページをお願いいたします。

最後に、パラスポーツ普及促進事業でございます。こちらは、障がい者への理解促進とパラ

スポーツの普及促進を図るため、障がいの有無、性別、年齢を問わず、誰もが安全に取り組むことができるポッチャの市民大会を開催するもので、講師謝礼など事業予算といたしまして39万6,000円を計上しております。

私からの説明は以上でございますが、ただいま説明いたしました事業の予算の詳細につきましては、議案書の33ページから37ページに掲載しております。

事業内容等につきましてご質問等ございましたら、各担当グループのほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

子どもたち、保護者にとってプラスになるような事業がたくさんあると思いますので、よろしく申し上げます。

ちょっと質問なんですけれども、最初の学校園一貫ICTサービス展開事業というのがあるんですけれども、具体的にはどういう事業が教えていただけますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

こちらにつきましては、幼稚園、こども園、そして放課後児童会、小学校、中学校におきまして、それぞれの登校園の管理システムでありますとか保護者への一斉メールでありますとかICTを使ったサービスの事業展開ということで、保護者がステージが変わらずにそのアプリで一貫して使用できるようなシステムを導入するということでございます。

登校園管理システムということで、昨今の置

き去りであるとか、その辺の児童の安全確認というところ辺にも寄与するものというふうに考えてございます。

以上です。

教育委員（河合洋次）

具体的には、保護者さんはどんな形……。何をすれば何ができるというふうになるんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

子どもたち、保育所、幼稚園とかは保護者が一緒に来ることになりますけれども、小学校はご自身で来ることになるんですけれども、それぞれ登校園ということで、機械のところQRコードをかざしまして時間の打刻ができるというところになります。その時間の打刻を施設側のほうで確認しまして、誰が来ていないであるとかというところをこちらで確認しまして、保護者からの連絡がなく来ていない方とかというのは一覧で見た中で施設側から連絡して、居場所の各確認というところ辺をするというところなんです。

保護者につきましては、お休みであったりですとか、その辺の連絡をそのアプリで各施設に、今まで電話でしておったんですけれども、その辺をアプリで連絡できるというところになります。

また、通知機能というところで、施設側から保護者宛てのプリント等ございますけれども、そちらは一斉配信機能というところで流しますと、それぞれの保護者のアプリ上で見ることができるというところがございます。

以上です。

教育委員（河合洋次）

保護者にとって安心につながるとは思いますけれども、一方では何か、これだけに頼ってしま

ったらまた逆に人為的なミスで漏れてしまうとか、そういうことがあると思いますので、そこらあたり注意しながら、より効率的な形で運営してもらえたらなと。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

はい、分かりました。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ほかに何か。

田川さん。

教育委員（田川宜子）

すみません。今のICTのやつなんですけれども、今現在、小学校の登下校でミマモルメというのを使っているんですけれども、それにプラスアルファ、さらにまだ利便性があるという形になるということなんですか。

教育長（竹谷好弘）

小中学校の関連で追加説明という形でちょっとしていただきましょうかね。

担当、お願いします。

教育部副理事兼学校教育グループ課（中本真司）

今、ミマモルメは多分一方的な伝言だけできる形なんですけれども、このシステムは、保護者のほうからも欠席連絡も入れられますし、あとプリントがよくご家庭に、子どもが出し忘れて届いていないということを防ぐためにも、そのプリントの配信機能もついておりますので、だから、今ついているミマモルメよりもプラスアルファの要素が大きいと思います。

教育委員（田川宜子）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。本案については承認されました。

本日の議案は以上でございますので、これをもちまして定例会議について閉会させていただきたいと思います。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員